

訓令

埼玉県訓令第4号

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「文書の浄書、収発、」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。